

16 その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
公認会計士の国際相互承認	WTO協議の進捗状況を踏まえ、会計士の国際承認制度のための枠組みを整備する。	WTOにおいて今後確定する多国間規律の内容を踏まえて国内制度を整備			(金融庁) WTOとの協議等が継続中であり、その結果を踏まえて対応を検討する。	
工業用水道事業の許可	工業用水道事業の許可に関する工業用水道事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に技術革新等により直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) 現在のところ、工業用水道事業の自然独占性について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、技術革新等により状況の変化が起こった場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。	
行政書士制度	(b) 行政書士の業務独占の在り方については、他の資格制度の業務独占に係る議論の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。	10年度以降 (検討)			(総務省) 行政手続のオンライン化に伴い、平成14年に、「電磁的記録の作成」を行政書士の業務とすることとあわせ、オンライン化により定型的かつ容易となる行政手続については、行政書士及び行政書士法人に加え、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者についても、電磁的記録の作成業務を行うことができることとする規定を整備したところ(手続及び者は総務省令で指定) なお、平成17年12月には、行政書士及び行政書士法人に加え、社団法人日本自動車販売協会連合会が、一部稼働する自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにおける官公署に提出する電磁的記録の作成業務を有償で行えるよう、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を定めたところ。	
市町村以外の水道事業経営の認可	水道事業経営の地域独占について、将来的に技術革新などにより地域独占を必然とする条件が失われ、直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(厚生労働省) 現在のところ、水道事業経営の地域独占について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、技術革新等により、状況の変化が起こった場合には、所要の措置を講ずる予定。	

